

00675

00674

00676

鳥取縣規則第六十二號

外

昭和二十二年十二月三十一日

(第三種農業物資認可)

本

別記第九號様式

醫藥部外品化粧品製造業氏名

60mm

150mm

毒物劇物營業取締法施行細則

150mm

◎鳥取縣規則第六十二號

毒物劇物營業取締法施行細則を次のように定める。

昭和二十二年十二月三十一日

鳥取縣知事西尾愛治

毒物劇物營業取締法施行細則

第一條 毒物劇物營業取締法第十二條第二項の身分を示す證票は別記第一號様式の通りとする。

第二條 毒物劇物營業取締法施行規則(以下規則といふ)

第四條 の規定による事業管理人試験(以下試験といふ)は毎年これを実行する。試験を実行すべき期日及び場所をその他試験について必要な事項は試験期日の三十日前にこれを告示する。

第三條 試験を受けようとする者は別記第二號様式の受験願書に次に掲げる書類及び試験手數料を添えて知事へ

提出しなければならない。

一、履歴書

二、戸籍抄本

三、寫真(出願前六ヶ月以内に撮影で撮影した手札形の臺紙のないもの)二葉

四、別に定める試験手数料

第五條 規則第九條の規定による届け出は別記第四號様式によらなければならぬ。

第六條 毒物劇物營業者は別記第五號様式の標札を店頭に掲げなければならない。

この規則は昭和二十三年一月一日からこれを実行する。

別記第一號様式
毒物劇物營業取締法第十二條の規定による

附則

表
臨檢票
第
職
氏
名別記第一號様式
毒物劇物營業取締法第十二條の規定による

附則

表
臨檢票
第
職
氏
名

00677

裏
鳥取縣圖

(縦七、五横五、縦)

別記第一號様式

(農業用)毒物劇物營業事業管理人試験願

本籍

住所

試験の種類 筆記試験(實地試験)又は筆記、實地試験
受験地

氏

年
月
日
生
名

(農業用)毒物劇物營業事業管理人試験を受けたいので履歴書、戸籍抄本及び寫真を添えてお願いします。

別記第三號様式の一

第
號

試験合格證書

寫真

氏
名

添付

年
月
日
生右は
年
月
日
鳥取縣に於て施工した(農業用)
毒物劇物營業事業管理人
試験に合格したことを證する年
月
日
鳥取縣知事氏名圖

別記第三號様式の二

筆記試験合格證書

氏
名年
月
日
生右は
年
月
日
鳥取縣に於て施工し
た(農業用)毒物劇物營業事業管理人
試験に合格したことを證する

(縦九一横七二縦)

別記第四號様式

毒物劇物 (製造業) 販賣營業 者 (解散) (輸入業) 者 (死亡) 届

輸入業 (製造業) 販賣營業 者 (解散) (致死) (失踪) (死) (ま)

死亡 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま)

死亡 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま)

毒物劇物 (製造業) 販賣營業 氏 名 (輸入業)

今般毒物劇物 (製造業) 販賣營業 者 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま) したから毒物劇物營業取締法施行規則第九條の規定によりお届けします

年 月 日

一屆出義務者の住所

鳥取縣知事氏名殿

氏

名

告

示

◆鳥取縣告示第五百六十七號

昭和二十二年法律第七十二號(日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律)により失効する。

昭和二十二年十一月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

死亡 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま)	死亡 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま)
失踪者 (致死) (失踪) (死) (ま)	失踪者 (致死) (失踪) (死) (ま)
營業所の名稱及 び所在地	營業所の名稱及 び所在地
死亡 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま)	死亡 (解散) (失踪) (致死) (失踪) (死) (ま)
届出又は許可年月日	届出又は許可年月日

續

柄

備考 本届書には營業許可證を添えると。但し薬劑師であつて届出營業をしていたものはその旨を附記すること。

別紙第五號様式

毒物劇物 (製造業) 販賣營業 氏 名 (輸入業)

(縦六〇横一五種)

- 00679
1. 昭和十二年鳥取縣令第五十四號 鳥取縣移出入貨物統計調查規則
- 同 十七年同 第七十六號 市場取締規則
- 明治四十三年同 第十三號 鳥取縣紙檢查規則
- 同 二十六年同 第四十四號 店頭ニ於テ販賣行商スル飲食物ニ覆蓋ラ設ケル件
- 同 四十二年同 第六十三號 人体解剖規則
- 大正十四年同 第四十九號、惡臭肥料取締規則
- 昭和九年同 第三十八號、養豚場取締規則
- 同 十三年同 第五十號 地方病豫防規程
- 明治四十五年同 第三十三號 毒物劇物營業取締細則
- 同 十六年同 第十三號 罷災救助基金ノ管理及支出ニ關スル方法
- 昭和七年同 第二十三號、市町村罣災救助資金補助規則
- 同 三年同 第三十八號 農地整理完了事務指導手數料規則
- 同 十八年同 第二十四號 生鮮魚介類出荷施設補助金交付規程
- 同 同 漁業生產獎勵施設補助金交付規程
- 同 九年同 第二十二號 鳥取縣桑苗検査手數料規則
- 同 同 第二十八號 醫藥部外品取締規則施行細則
- 00680

長

局

昭和二十二年十二月卅一日

水曜日

本局ノ大キサヘ固定規格凡例

條例

◆鳥取縣條例第三十八號

県立學校授業料徵收條例を次のように定める。

昭和二十二年十二月三十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣立學校授業料徵收條例

第一條 縣立學校の生徒に對してはこの條例により授業

料を徵收する。但し、盲學校、聾學校の生徒兒童に對

してはこれを徵收しない。

第二條 授業料は年額七百貳拾圓とする。

第三條 授業料はこれを十二分して毎月十日までにこれ

を納付しなければならない、但し一月分及び四月分は

十五日まで八月分は九月五日までとする。

第四條 休學が全月にわたつた場合はその月分の授業料

はこれを徵收しない。

第五條 授業料納期後十日を過ぎてなおこれを納付しない者は出席を停止することがある、但し出席停止中といえども授業料はこれを免じない。

第六條 1、授業料納期後滯納六十日に及ぶ場合は學籍を除くことができる。

2、前項により學籍を除いた者に對しては授業料を追徵しない。

第七條 他府縣の學校より轉學又は入學した者に對してはその月分の授業料はこれを徵收する。

但し縣内の轉學又は編入の場合は以前在學した學校で授業料を納付した者に對してはその月分の授業料は重ねて徵收しない。

第八條 納付した授業料はどんな場合でもこれを返還しない。

第九條 就學困難な場合の授業料免除及び減免に關する事項は知事がこれを定める。

附 則

第十條 この條例は昭和二十二年九月一日からこれを適用する。

第十一條 次に掲げる規定はこれを削除する。

鳥取縣立中學校學則中第十六條

同 高等女學校學則中第十八條

同 倉吉農學校學則中第二十八條

同 同 日野農林學校學則中第二十五條

同 同 智頭農林學校學則中同

米子工業學校學則中第二十六條

同 同 鳥取工業學校學則中第二十八條

同 同 米子農商學校學則中第二十六條

同 同 鳥取商業學校學則中第二十一條

水產學校學則中第二十三條

昭和二十二年一月廿一日印刷

鳥取

公報

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

行

鳥取縣鳥取市東町

發行者

鳥取縣鳥取市東町

印

鳥取縣鳥取市東町